

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営東山水泳場
- 2 指 定 管 理 者 一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県体育協会共同
企業体
代表者 鳥取市天神町50番地3
一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長 川 口 武
鳥取市東町一丁目220番地
公益財団法人鳥取県体育協会
会長 油 野 利 博
- 3 指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 理 由 東山水泳場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団

法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。